

日朝ストツクホルム合意などに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年一月四日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



日朝ストックホルム合意などに関する質問主意書

二〇一四年五月二十九日に日本と北朝鮮との間で確認されたストックホルム合意に関して質問します。

一 政府はストックホルム合意をこれからも日朝交渉の方針として維持していきますか。政府の認識をお示し下さい。

二 政府は二〇一四年十月二十八日、二十九日に平壤で行われた日朝協議において、「拉致被害者及び行方不明者」、「残留日本人」、「いわゆる日本人配偶者」、「1945年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地」について、どのような調査が行われていると認識しましたか、具体的にお示し下さい。

三 政府は日朝交渉において「拉致問題を最優先する」という方針を取っているのでしょうか。そうだとしたら「日本側」の「行動措置」（ストックホルム合意）のどこに明記されているかを具体的にお示し下さい。

四 政府は北朝鮮から特別調査委員会の報告を完成したと通告されれば、それを受け取りますか。受け取らない場合もあるのかどうか、その理由をふくめて認識をお示し下さい。

右質問する。

